

Ⅲ 障がい児・者福祉

1 障がい児・者福祉

障がい者福祉制度は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて「支援費制度」が施行された。平成18年4月からは、障がい者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために「障害者自立支援法」が施行され、更なる福祉サービスの充実が図られた。平成24年には、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備が図られ、平成25年4月に障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律「障害者総合支援法」に改正された。法律の基本理念には「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を盛り込み、障がい者の範囲に難病が追加された。

障がい児福祉制度については、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法と分かれて実施されてきたが、障がい児支援の強化を図るため、平成24年度より児童福祉法に一元化された。

(1) 障害者相談員

身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき、身体障がい者及び知的障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。平成24年度より県から市へ委譲された。

① 身体障害者相談員（任期：令和6年4月1日～令和7年3月31日）

	氏名	住所	電話
1	木村 毅	米沢市金池7丁目3番46号	21-1661
2	近野 謙治	米沢市太田町2丁目1番39-3号	24-3248
3	齋藤 定雄	米沢市太田町4丁目1番128-8号	38-6115
4	佐藤 登志男	米沢市諸仏町4866番地の6	38-3795
5	清水 潤	米沢市矢来1丁目3番65号	22-8199
6	羽生 由美子	米沢市下花沢3丁目1番5号	22-6079
7	福田 良子	米沢市駅前4丁目3番106号	21-1218
8	藤身 貴一	米沢市中田町795番地の17	37-2273
9	山田 記子	米沢市中央2丁目6番6号502号室	090-9740-3382
10	我妻 収子	米沢市塩井町塩野798番地の5	21-6431
11	我妻 次雄	米沢市諸仏町3580番地の2	38-3375

② 知的障害者相談員（任期：令和6年4月1日～令和7年3月31日）

	氏名	住所	電話
1	金子 智子	米沢市吾妻町3番57-28号	38-4439
2	佐藤 美智子	米沢市城西2丁目3番32号	22-6300
3	山口 好江	米沢市吾妻町3番16号	38-5150
4	山下 望美	米沢市舘山4丁目4番35号	090-7328-4372

③ 相談内容及び件数

(R6年度実績)

身体障害者相談員		知的障害者相談員	
身体障害者手帳	11	療育手帳	0
補装具	0	教育・学校生活等	69
日常生活用具	4	成年後見制度	0
更生・育成医療	11	福祉施設	84
福祉施設	6	障害年金・手当	2
障害年金・手当	1	介護保険	0
介護保険	1	生活福祉資金	0
生活福祉資金	0	障がい福祉サービス	13
税金	0	税金	0
保健・医療	2	保健・医療	18
結婚・育児	0	結婚・育児	0
就職・就労	19	就職・就労	0
対人関係	1	対人関係	1
虐待	0	虐待	0
その他	14	その他	211
計	70	計	398

(2) 手帳の交付

① 身体障害者手帳

各種福祉制度を受ける場合、税の控除、減免、J R、バス、タクシー等の運賃割引等、各種の制度を利用するため交付するもので、平成22年4月から肝臓機能障がいも対象となっている。

ア 年度別身体障害者(児)手帳交付状況

		R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度		R6 年度	
		新規交付	年度末現在								
視覚障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	18歳以上	5	163	8	173	22	179	11	160	1	157
	計	5	163	8	173	22	179	11	160	2	158
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	0	7	0	6	0	5	0	14	0	5
	18歳以上	21	256	18	293	41	309	19	326	25	330
	計	21	263	18	299	41	314	19	340	25	335

機能障害 音声・言語・そしゃく	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	3	38	4	46	5	53	3	50	0	49
	計	3	38	4	46	5	53	3	50	0	49
肢体不自由	18歳未満	0	22	3	21	3	21	1	20	1	21
	18歳以上	55	1,766	73	1,901	95	1,880	58	1,861	53	1,815
	計	55	1,788	76	1,922	98	1,901	59	1,881	54	1,836
内部障害	18歳未満	1	12	0	11	1	10	1	11	1	12
	18歳以上	105	1,103	104	1,200	181	1,251	92	1,255	112	1,282
	計	106	1,115	104	1,211	182	1,261	93	1,266	113	1,294
計	18歳未満	1	41	3	38	4	36	2	45	3	39
	18歳以上	189	3,326	207	3,613	344	3,672	183	3,652	191	3,633
	計	190	3,367	210	3,651	348	3,708	185	3,697	194	3,672

イ 等級別身体障害者手帳交付台帳登載者数

障害名	年齢層	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	18歳未満	0	0	0	1	0	0	1
	18～64歳	10	18	3	2	8	1	42
	65歳以上	31	46	7	12	15	4	115
	計	41	64	10	15	23	5	158
聴覚障害	18歳未満	0	4	1	0	0	0	5
	18～64歳	7	25	4	8	0	13	57
	65歳以上	16	27	32	97	2	96	270
	計	23	56	37	105	2	109	332
平衡機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	0	0	1	0	0	0	1
	65歳以上	0	0	0	0	2	0	2
	計	0	0	1	0	2	0	3
音声・言語・そしゃく 機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	0	2	7	7	0	0	16
	65歳以上	1	6	20	6	0	0	33
	計	1	8	27	13	0	0	49

肢 体 不 自 由	上肢機能障害	18歳未満	4	1	2	0	1	0	8
		18～64歳	48	51	18	21	7	15	160
		65歳以上	129	102	44	33	40	23	371
		計	181	154	64	54	48	38	539
	下肢機能障害	18歳未満	0	0	0	1	1	2	4
		18～64歳	12	8	17	47	38	32	154
		65歳以上	27	34	151	384	230	82	908
		計	39	42	168	432	269	116	1,066
	体幹機能障害	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
		18～64歳	8	11	12	0	7	0	38
		65歳以上	29	26	35	2	27	0	119
		計	38	37	47	2	34	0	158
脳 原 性 運 動 機 能	上肢機能障害	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
		18～64歳	11	3	5	3	0	1	23
		65歳以上	7	1	2	1	0	1	12
		計	19	4	7	4	0	2	36
	移動機能障害	18歳未満	5	2	0	0	0	0	7
		18～64歳	10	7	0	1	0	4	22
		65歳以上	2	0	4	0	2	0	8
		計	17	9	4	1	2	4	37
内 部 障 が い	心臓機能障害	18歳未満	7	0	2	3	0	0	12
		18～64歳	64	0	19	23	0	0	106
		65歳以上	432	6	117	108	0	0	663
		計	503	6	138	134	0	0	781
	じん臓機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	96	0	0	0	0	0	96
		65歳以上	141	0	0	0	0	0	141
		計	237	0	0	0	0	0	237
	呼吸器機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	1	0	4	1	0	0	6
		65歳以上	25	1	26	6	0	0	58
		計	26	1	30	7	0	0	64
	膀胱・直腸機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	0	0	5	30	0	0	35
		65歳以上	3	0	7	156	0	0	166
		計	3	0	12	186	0	0	201
小腸機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	
	18～64歳	0	0	0	0	0	0	0	
	65歳以上	0	0	1	1	0	0	2	
	計	0	0	1	1	0	0	2	

免疫機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	0	2	1	1	0	0	4
	65歳以上	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	1	1	0	0	4
肝臓機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	3	0	0	0	0	0	3
	65歳以上	2	0	0	0	0	0	2
	計	5	0	0	0	0	0	5
合 計	18歳未満	18	7	5	5	2	2	39
	18～64歳	270	127	96	144	60	66	763
	65歳以上	845	249	446	806	318	206	2,870
	計	1,133	383	547	955	380	274	3,672

② 療育手帳

昭和48年9月に制定され、知的障がい児・者に対して、一貫した指導、相談を行うとともに、各種の福祉制度を受けやすくするために交付している。

障害程度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A（重度）	18歳未満	21	19	16	19	22
	18歳以上	190	197	197	194	193
B（中・軽度）	18歳未満	53	54	57	57	59
	18歳以上	422	421	431	443	442
計		686	691	701	713	716

③ 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方が、各種福祉制度を受けやすくするための手帳で、精神障がいのため長期にわたり、日常生活又は社会生活への制約がある方に交付している。

障害程度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1級	103	97	94	93	85
2級	257	264	283	303	338
3級	167	176	186	199	218
計	527	537	563	595	641

(3) 自立支援給付

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の基本理念により、障がいの有無によって分け隔てられることなく、共生する社会を実現するため「介護給付」及び「訓練等給付」を実施する。

平成24年度からは相談支援の充実が図られ、計画相談支援の対象が障がい福祉サービス利用者全員に拡大され、さらに地域相談支援が新設された。

介護給付	居宅介護	障がいのある人に、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由な人、又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人に、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の行動する際の必要な援助を行う。
	短期入所	居宅において、その介護者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がいのある人について、短期間施設に入所し入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行う。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行う。
	療養介護	医療に必要な障がいのある人で常時介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養医療として提供する。
	生活介護	常時介護が必要な障がいのある人に、主として昼間において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。
	施設入所支援	施設に入所している障がいのある人に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	身体に障がいのある人又は難病等のある人に対し、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
	自立訓練（生活訓練）	知的障がい又は精神障がいのある人に対し、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

訓練等給付	宿泊型自立訓練	知的障がい又は精神障がいのある人に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の支援を行う。
	就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対し、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。
	就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に対し、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行う。
	就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、通常の事業所に雇用されていた障がいのある人であって、その年齢、心身の状態その他の事情により雇用されることが困難となった人及び、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されなかった人に対し、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行う。
	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。
	自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がい者につき、定期的な巡回訪問や随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。
	共同生活援助	障がいのある人に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

① 訪問系サービス利用状況

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
居宅介護	157	171	180	185	184
重度訪問介護	4	3	2	4	6
同行援護	3	6	3	3	4
行動援護	0	0	0	0	1
計	164	180	185	192	195

② 日中活動系サービス利用状況

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
短期入所	52	60	63	65	55
療養介護	23	23	24	23	22
生活介護	241	239	238	254	245
自立訓練（機能訓練）	8	7	8	15	14
自立訓練（生活訓練）	1	1	0	0	0
宿泊型自立訓練	1	1	0	0	0
就労移行支援	22	13	9	12	8
就労継続支援（A型）	30	23	29	28	41
就労継続支援（B型）	447	460	454	472	493
就労定着支援	0	0	0	0	1
自立生活援助	1	3	2	0	0
計	826	830	827	869	879

③ 居住系サービス利用状況

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
施設入所支援	129	126	129	139	136
共同生活援助（グループホーム）	153	151	151	173	176
計	282	277	280	312	312

④ 相談支援利用状況

ア 計画相談支援・障害児相談支援

自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービス等利用計画を作成する。

イ 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

施設や病院から地域へ移行するための相談や、地域で生活するための常時の連絡体制を確保し、必要な支援を行う。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
計画相談支援	832	841	833	867	896
障害児相談支援	164	184	200	215	230
地域移行支援	4	2	0	1	0
地域定着支援	1	1	1	1	1
計	1,001	1,028	1,034	1,084	1,127

⑤ 障がい児通所支援事業

障がい児が身近な地域で通所により適切な支援を受けることができるようにする制度であり、平成24年度から児童福祉法に創設された。障害児通所支援の創設により、障害者自立支援法に基づく「障害福祉サービス」の1つであった児童デイサービスは、「障害児通所支援」の「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」又は「放課後等デイサービ

ス」に移行した。「医療型児童発達支援」は、令和6年度の制度改正により「児童発達支援」に一元化された。

令和2年度から、保育所等に通う児童について、通い先の施設等を訪問して集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法などを指導する「保育所等訪問支援」を開始した。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
児童発達支援	28	49	56	55	53
医療型児童発達支援	1	1	0	0	
放課後デイサービス	126	129	146	157	177
保育所等訪問支援	27	42	58	61	51

⑥ 補装具の給付

身体障がい児・者の失われた部位、欠陥のある部分を補って必要な身体機能を取り戻し、あるいは補うために用いられる用具（補装具）の交付及び修理を行う。

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
義肢	交付	3	3	5	2	1
	修理	13	9	14	9	12
装具	交付	24	23	16	24	20
	修理	4	4	5	6	8
座位保持装置	交付	6	7	6	1	8
	修理	7	12	6	9	6
立位保持装置	交付	1	0	0	0	0
	修理	0	0	0	0	0
盲人安全つえ	交付	0	1	4	1	1
	修理	0	0	0	0	0
眼鏡	交付	1	0	3	4	1
	修理	0	0	0	0	0
補聴器	交付	30	39	46	34	43
	修理	23	17	20	18	15
車いす	交付	15	17	11	12	7
	修理	23	15	19	19	25
電動車いす	交付	2	1	1	1	0
	修理	14	9	11	8	4
歩行器	交付	0	5	1	0	0
	修理	0	0	1	0	0
歩行補助つえ	交付	1	1	1	3	1
	修理	0	0	0	0	0

意思伝達装置	交 付	0	1	0	0	0
	修 理	0	0	0	0	0
座位保持いす	交 付	2	1	0	0	1
	修 理	0	0	0	1	0
起立保持具	交 付	0	1	0	0	1
	修 理	0	0	0	0	1
頭部保持具	交 付	0	0	0	0	0
	修 理	0	0	0	0	0
計	交 付	85	100	94	82	84
	修 理	84	66	76	70	71

(4) 自立支援医療給付

① 更生医療

身体障害者手帳を所持している18歳以上の方で、手術などにより身体上の障害を軽減し、又は機能の保持が保たれる見込みがある場合に医療の給付を行う。

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
視覚障害		0	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障害		0	4	0	0	2
音声・言語・咀嚼機能障害		1	1	1	3	4
肢体不自由		11	18	14	14	13
内臓障害	心臓機能障害	46	62	72	72	85
	腎臓機能障害	172	190	206	172	208
	小腸機能障害	0	0	0	0	0
	肝臓機能障害	0	0	0	0	0
免疫機能障害		4	6	4	7	4
計		234	281	297	268	316

② 育成医療

現に身体に障がいがある18歳未満の児童で、障がいの程度を軽減し、又は取り除いたりするための手術を必要とし、確実な治療効果が期待される場合に医療の給付を行う。

	R2 年度 受給者	R3 年度 受給者 (新規決定者)	R4 年度 受給者 (新規決定者)	R5 年度 受給者 (新規決定者)	R6 年度 受給者 (新規決定者)
視覚障害	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
聴覚・平衡機能障害	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
音声・言語・咀嚼機能障害	6	5 (1)	5 (4)	4 (1)	2 (2)
肢体不自由	2	4 (2)	0 (0)	2 (1)	1 (1)

内臓障害	心臓機能障害	1	2 (0)	0 (0)	9 (5)	2 (2)
	腎臓機能障害	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	小腸機能障害	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	肝臓機能障害	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	0	0 (0)	0 (0)	2 (1)	1 (1)
免疫機能障害		1	2 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (0)
計		12	13 (4)	7 (5)	17 (8)	6 (6)

③ 精神通院医療

精神的な疾病により通院を必要とする方に対し、治療上必要と認められる医療に対して医療の給付を行う。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
精神通院医療	1,372	1,379	1,420	1,429	1,669

(5) 地域生活支援

① 地域活動支援センター事業

障がいのある方が事業所に通い、創作的活動又は生産活動の機会提供、社会との交流の促進等を図る。米沢市社会福祉協議会は、令和5年度で事業を終了している。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
米沢ひまわりの家	19	21	20	20	18
ホープ米沢	11	15	15	12	11
米沢市社会福祉協議会	15	15	13	12	
とまり木	3	5	7	12	12
計	48	56	55	56	41

② 手話通訳者設置事業

日常生活における意思の疎通を円滑に行うために、米沢市社会福祉協議会に委託、手話通訳者（令和6年度 2名）を配置し、障がいの者の利便と福祉の増進を図る。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
医療	171	194	173	115	123
教育保育	5	5	4	3	0
職業	0	1	0	0	1
手続き	92	87	109	21	15
生活	360	409	372	152	237
手話指導	0	3	13	4	28
相談	8	12	8	18	7
その他	9	13	17	14	10
市外者	2	4	8	17	3
緊急	2	1	3	4	0
計	649	729	707	348	424

③ 意思疎通支援者派遣事業

聴覚及び音声又は言語機能に障がいのある者が医療機関や就職の手續に事業所等に出かける場合、意思疎通支援者を派遣し円滑な意思疎通を図る（令和6年4月現在 手話通訳12名、要約筆記12名登録。要約筆記はイベントにて実施（5回）。）

手話通訳	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
医療	0	0	1	10	3
教育保育	0	3	1	6	0
職業	0	0	0	0	0
生活	3	7	15	11	0
会議	2	1	0	1	3
行事	1	0	2	14	0
その他	1	7	4	6	8
計	7	18	23	48	14

④ 移動支援事業

単独で外出することが困難な障がい者に対し、ガイドヘルパーを派遣し、目的地までの安全な移動を支援する。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
利用者数	20	29	29	28	30
延べ利用者数	202	252	216	220	257
延べ利用時間	1,019	1,217	922	973	1,104

⑤ 日常生活用具給付事業

在宅障がい(児)者に対し、本人や介護者の負担を軽減するための用具の給付を行っている。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
特殊寝台	2	1	4	1	0
特殊マット	4	1	2	1	0
特殊尿器	0	0	0	0	0
入浴担架	0	0	0	0	0
体位変換器	2	0	1	0	0
移動用リフト	1	1	2	0	0
訓練いす	1	0	0	0	0
訓練用ベッド	0	0	0	0	0
入浴補助用具	2	4	3	2	0
便器	1	0	1	0	0
頭部保護帽	1	3	0	0	0
T字状・棒状つえ	0	2	2	3	0
移動・移乗支援用具	1	3	1	3	4

特殊便器	1	0	0	0	0
火災警報器	0	0	0	0	0
自動消火器	0	0	0	0	0
電磁調理器	0	0	0	0	0
歩行時間延長信号機用小型送信機	0	0	0	0	0
聴覚障がい者用屋内信号装置	0	0	0	1	0
動脈血中酸素飽和度測定器	2	0	0	1	0
透析液加温器	1	0	1	0	0
ネブライザー	4	6	4	0	2
電気式たん吸引器	5	5	7	4	4
酸素ポンベ運搬車	0	0	0	0	0
視覚障がい者用体温計（音声式）	2	0	0	1	0
視覚障がい者用体重計	0	0	0	1	1
視覚障がい者用血圧計（音声式）	1	0	0	1	0
点字ディスプレイ	0	0	0	0	0
点字器	0	0	0	0	0
点字タイプライター	0	0	0	0	0
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	1	0	1	3	1
視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	0	0	0	0	0
視覚障がい者用拡大読書器	0	2	1	1	1
視覚障がい者用時計	0	3	3	0	2
点字図書	0	0	0	0	0
聴覚障がい者用通信装置	1	1	2	0	0
聴覚障がい者用受信装置	1	0	0	0	0
携帯用会話補助装置	0	1	0	0	1
情報・通信支援用具	0	1	0	1	1
人工喉頭	3	4	1	2	2
ストマ装具 消化器系	1,940	1,890	1,946	1,833	1,800
ストマ装具 泌尿器系	265	257	263	275	290
紙おむつ	24	23	24	24	12
収尿器	0	2	2	1	1
居宅生活動作補助用具	2	2	5	4	1
歩行支援用具	0	1	0	0	0
計	2,268	2,213	2,276	2,163	2,123

⑥ 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を提供し、介護者の就労支援や休息を図ることを目的に実施している。

			R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
利用者数			136	150	152	156	153
内 訳	18 歳以上	人数	66	66	66	64	64
		回数	2,141	2,078	2,022	2,517	3,242
	18 歳未満	人数	70	84	86	92	89
		回数	3,466	5,915	5,526	4,961	4,396

(6) 自立に向けた施策

① 紙おむつ支給事業

心身に障がいのある方で、常時失禁状態にあり、市民税非課税世帯に対し支給。なお、市単独事業として、世帯全員の市民税額が13万円以下の世帯に対しても支給している。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
支給人数	78	82	80	72	86
支給総額	4,082,042	4,236,991	3,803,662	3,760,755	3,519,039

② 福祉タクシー利用助成事業

重度障がい者の社会参加と生活圏の拡大に資する目的から、タクシーを利用した場合の料金の一部を助成し、経済的負担の軽減及び福祉の増進を目的に実施している。

対象者：・身体障害者手帳1～3級の所持者（ただし、3級にあつては上肢及び聴覚障がいを除く）

・療育手帳Aの所持者

・精神障害者保健福祉手帳1級の所持者

助成額：タクシー券26枚交付

普通車：500円 特大型：600円の助成/枚

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
助成対象人数	2,273	2,238	2,182	2,356	2,149
助成券交付人数	747	769	727	667	603
利用枚数	8,721	9,056	8,122	7,618	6,852
助成額	4,356,100	4,529,100	4,066,600	3,818,500	3,447,800

③ 自動車燃料費助成事業

重度障がい者の社会参加と生活圏の拡大を図るため、自動車燃料費の一部を助成し、経済的負担の軽減及び福祉の増進を目的に実施している。

対象者：・身体障害者手帳1～3級の所持者（ただし、3級にあつては上肢及び聴覚障がいを除く）

・療育手帳Aの所持者

・精神障害者保健福祉手帳1級の所持者

ただし、自動車税又は軽自動車税の減免を受けている者に限る。

助成額：年間6,000円（消費税込）を上限とする

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
助成人数	166	159	171	190	200
助成額	989,936	952,808	1,025,052	1,138,720	1,198,470

④ 訪問入浴サービス事業

家庭において入浴することが困難な身体障がい者に対して、訪問入浴車を派遣し、定期的に入浴サービスを提供します。

対象者：市内に住所を有し、在宅で生活する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、入浴が困難な環境にあり、かつ、医師から入浴が可能であると認められた者

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用者数	5	4	4	3	3
利用回数	294	300	342	299	324
事業総額	3,302,208	3,994,200	4,309,200	3,767,400	4,089,240

⑤ 人工透析患者通院交通費助成事業

腎臓機能に障がい有する方の経済的負担の軽減及び社会参加促進を図るため、医療機関への通院に要した交通費の一部を助成。（交通費は自家用車のガソリン代含む）

対象者：生計中心者が所得税非課税の世帯

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
利用者数	119	124	118	100	81	
内訳	前期利用者数	57	62	59	53	45
	後期利用者数	62	62	59	47	36

⑥ 在宅酸素療法者支援事業

医師の処方に基づいて在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がい有する者に対し、酸素供給装置の使用に係る電気料金の一部を助成。

対象者：市内に住所を有する者で、呼吸器機能障がいによる身体障害者手帳（1・2級を除く）を所持し、かつ現に医師の処方により在宅酸素療法を行っている者
助成金：月額1,600円/人

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用者数	15	14	16	15	15
利用延べ月数	130	143	156	173	154

⑦ 自動車改造費、自動車運転免許取得費助成事業

重度の身体障がい者の社会復帰の促進を図るため、就労等に伴い自動車の運転免許の取得及び自動車の改造を行う場合に要した経費の一部を助成。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
免許取得助成者数	0	0	0	1	0
自動車改造助成者数	3	0	0	1	1

⑧ 介護用自動車改造等助成事業

自動車を自ら運転することができない在宅の身体障がい者の社会参加の促進と、当該身体障がい者の介護者の負担軽減を図るため、車いす使用者に配慮した自動車への改造等に係る経費の一部を助成。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
助成者数	0	0	3	0	0

⑨ 声の広報

文字を読むことが困難な重度の視覚障がい者に対し、市が発行する広報「よねざわ」を音訳したCDを配布。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
配布者数	7	8	7	5	4

⑩ 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

難聴児の言語習得等の発達支援やコミュニケーションの向上を促進するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度及び中等度の難聴児に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成（平成27年度～）。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
助成者数	3	3	0	1	1

⑪ 障がい者虐待防止支援事業

平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、社会福祉課内に「米沢市障がい者虐待防止センター」を設置。センターの業務は、虐待の通報や届出の受理、相談・指導・助言、広報・啓発活動としている。

社会福祉課の業務は、虐待の事実確認や立ち入り調査、被虐待者の保護のための居室の確保、養護者への支援等としている。

相談・通報受付件数		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
身体障がい者	養護者から	身体的	1	1		
		心理的		1	1	1
		放棄・放任			1	
		性的				
		経済的				
		計	1	2	2	1
	施設従事者から	身体的				3
		心理的				2
		放棄・放任				1
		性的				
		経済的				
		計				3
	使用者から	身体的				
		心理的				
		放棄・放任				
性的						
経済的						
計						
知的障がい者	養護者から	身体的	1	1	1	2
		心理的			2	1
		放棄・放任			1	
		性的				
		経済的			1	
		計	1	1	5	3
	施設従事者から	身体的		1		3
		心理的			1	3
		放棄・放任				1
		性的	1			
		経済的				
		計	1	1	1	3

	使用者から	身体的					
		心理的			1		
		放棄・放任					
		性的			1		
		経済的					
		計			2		
精神障がい者	養護者から	身体的	2	1	1		2
		心理的	2	3	1	1	
		放棄・放任	2		1	2	
		性的					
		経済的	1	1		1	
		計	7	5	3	2	2
	施設従事者から	身体的		1		1	
		心理的			1	2	1
		放棄・放任					1
		性的					
		経済的				1	
		計		1	1	2	2
	使用者から	身体的					
		心理的					
		放棄・放任					
		性的					
		経済的					
		計					
相談・通報件数合計			10	10	14	5	8
虐待と判断した件数			4	3	1	1	3

※ 被虐待者の障がい種別について、障がいを重複している場合は各々で計上。

⑫ 成年後見制度利用支援事業

ア 成年後見制度

「身寄りのない者」や「親族の協力が得られない者」については、成年後見制度の適切な利用を可能にするため「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害福祉に関する法律」に基づいて、米沢市長が後見開始の申立てを行っている。

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
精神	男	1	0	1	2	0
	女	0	0	0	0	0
知的	男	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0
計		1	0	1	2	0

イ 報酬助成

成年後見人等に係る報酬を負担することが困難である者については、成年後見制度の適切な利用を可能にするため、助成を行っている。

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
精神	男	0	2	0	0	0
	女	1	1	1	0	2
知的	男	0	0	0	0	2
	女	0	0	0	0	1
計		1	3	1	0	5

(7) 各種手当

① 障害児福祉手当

心身に重度の障がいがある20歳未満の方で、日常生活において常時介護を必要とする方に支給。認定基準は、概ね身障手帳1級か2級の一部、療育手帳Aと同等の障がいを持つ方（所得制限あり）。

月額：15,690円 支給月：2月、5月、8月、11月

② 特別障害者手当

心身に最重度の障がいがある20歳以上の方で、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の方に支給。認定基準は、国民年金法による障がい等級1級程度の障がいを重複して持つ方（所得制限あり。また、施設入所者または3か月入院している場合は除く）。

月額：28,840円 支給月：2月、5月、8月、11月

③ 福祉手当(経過措置分)

20歳以上で、昭和61年3月31日現在、福祉手当の受給者であって、障害基礎年金と特別障害者手当に該当しなかった方に支給している手当（所得制限あり）。

月額：15,690円 支給月：2月、5月、8月、11月

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
障害児福祉手当	46	36	28	25	26
特別障害者手当	70	66	61	62	65

④ 特別児童扶養手当（進達事務）

精神又は身体に重度の障がいのある 20 歳未満の児童を養育する父母等に支給（所得制限あり。施設等入所者は除く）。

月額：1 級 55,350 円 2 級 36,860 円 支給月：4 月、8 月、12 月

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
1 級	58	47	40	43	43
2 級	119	106	97	88	89

⑤ 重度心身障がい児養育手当

市単独事業で、満 3 歳以上、20 歳未満の重度の障がい児を養育している方に支給（所得制限なし。施設入所者除く）。

月額：3,000 円 支給月：1 月、4 月、7 月、10 月

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
受給者数	55	40	35	34	33

(8) 山形県心身障がい者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している方が加入者となり、加入者に万一のことがあった場合、障がいのある方に障害年金を支給。長期加入者や生活に困っている方は掛金が免除。

① 加入要件

- ア 心身に障がいがある方を扶養し、山形県内に住所のある方
- イ 65 歳未満の方
- ウ 加入時、病気や特別な障がいがない方

② 年金・弔慰金の額

- ア 加入者が死亡、または高度障がい者となった場合、その月から被加入者に月 2 万円の年金支給
- イ 加入 1 年以上で被加入者死亡した場合、弔慰金支給

加入期間	1 年以上 5 年未満	5 年以上 20 年未満	20 年以上
弔慰金額	50,000 円	125,000 円	250,000 円

③ 掛金（平成 20 年 4 月以降に加入された方の掛金）

加入時の年齢の区分	掛金月額	加入時の年齢の区分	掛金月額
35 歳未満	9,300 円	50 歳以上～55 歳未満	18,800 円
35 歳以上～40 歳未満	11,400 円	55 歳以上～60 歳未満	20,700 円
40 歳以上～45 歳未満	14,300 円	60 歳以上～65 歳未満	23,300 円
45 歳以上～50 歳未満	17,300 円		

④ 加入等状況

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
加入者	8	8	7	8	7
年金受給者	20	19	18	18	16

(9) 重度心身障がい(児)者医療給付

目的：重度心身障がい(児)者の医療費の負担を軽減し、福祉の向上を図る。

要件：以下のいずれかに該当する方（所得制限あり）

- ・身体障害者手帳1・2級所持者
- ・特別児童扶養手当1級受給者
- ・公的年金各法の障害年金1級受給者
- ・療育手帳A所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ・身体障害者手帳3級と療育手帳Bの両方の所持者
- ・特別障害者手当受給者

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
重度心身障がい (児)者医療	受給者(人)	627	651	639	674	644
	件数(件)	15,688	16,066	15,826	16,782	17,196
	給付額(円)	74,854,365	76,507,790	71,565,242	82,701,364	106,063,552
重度心身障がい (児)者医療 (老人)	受給者(人)	803	801	804	853	795
	件数(件)	21,034	21,526	21,197	22,380	22,599
	給付額(円)	60,315,148	62,288,924	56,266,789	57,464,891	70,678,381

※ 扶助費から高額療養費の戻入及び医療費返納を差し引き、事務費を加えたものを給付額とする。

(10) 障がい者権利擁護研修会

地域住民や障がい福祉サービス従事者等を対象に、障がい者の権利擁護等に関する研修会を開催し、障がい者の虐待防止や権利養護、養護者支援に関する周知・啓発を図る。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
参加者数	101	99	80	74	78
内 容	演劇鑑賞 講演会	演劇鑑賞 講演会	講演会	講演会	講演会

(11) 障がい者スポーツ教室

障がい者の機能の回復や体力の維持増強、社会参加意欲を高めるとともに、障がい者と健常者の交流を図り、障がい者に対する地域の理解を深める。

R3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
参加者数	49		35	66	40
内 容	ボッチャ卓球バレー		ボッチャ	ボッチャ卓球バレー	ボッチャラダーゲッター

(12) 障がい者芸術作品展

障がいのある人、障がいのある人と関わりのある人が、互いの交流を通して感じた感性を表現した独創的な芸術作品の創出や芸術活動への取組みを通じて、障がいのある人の社会参加を促すとともに、様々な作品の観賞を通じ、市民に広く障がいへの理解と啓発の推進を図る（令和元年度から開催）。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
出展作品数	116	92	69	108	85
入場者数	658	526	661	733	678

(13) 障がい者就労施設等からの物品等の調達実績

障害者就労施設等からの物品等調達の推進等に関する法律に基づき、毎年度、本市の物品等調達方針を定め、障害者就労施設等からの物品及び役務の優先調達の推進を図る。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
合計金額	2,571,771	2,894,205	3,292,649	4,023,654	4,100,841	
内 訳	物品	1,786,203	2,212,180	2,445,549	3,041,654	2,946,240
	役務	785,568	682,025	847,100	982,000	1,154,601

(14) 医療保護入院の市長同意

精神障がい者が精神保健指定医の診察の結果、医療と保護のために入院の必要があると判断されるものの、本人の同意が得られず、本人の代わりに同意する家族等がない、又は同意を得ることができない場合、市長が入院に必要な同意を行う。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
同意件数	17	13	16	11	19

(15) 障がい児通園事業「ひまわり学園」

昭和48年11月に開設し、障がい児通園施設として、在宅の心身に障がいのある就学前児童を対象に、身辺自立のための個別的及び集団的な指導訓練を実施している。

市単独事業として、ひまわり学園内に言語障がいやことばの遅れ等に関する相談窓口と指導訓練教室を設け、専門職員が対応している。また、平成29年度より自主事業として

就学前の発達障がい児及び診断等は受けていないが発達について気になる子ども並びにその家族等を支援するために発達障がい児等支援事業を実施している。

令和3年度からは「児童発達支援センター」として位置づけ、地域の障がい児とその家族への支援の他、施設への助言等を行うなど、地域の中核的な療育施設となった。

- ① 沿革 昭和48年11月 開設
 平成4年4月 米沢市社会福祉協議会へ管理委託
 平成6年 増改築事業
 平成15年 児童デイサービス事業所（支援費制度による）
 平成18年4月 米沢市社会福祉協議会を管理者として指定
 平成18年4月 児童デイサービス事業所（障害者自立支援法による）
 平成24年4月 児童発達支援事業所（児童福祉法による）
 令和3年4月 児童発達支援センター
- ② 開設日 月～金、週5回（休・祝日は除く）
- ③ 事業内容 児童発達支援事業、ことばの相談・指導訓練教室事業（相談・指導訓練）、保育所等訪問支援事業、発達障がい児等支援事業

④ 実施状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
児童発達支援事業	16	20	18	20	16
保育所等訪問支援事業	8	11	15	17	16
発達障がい児等支援事業	17	27	27	19	21
ことばの指導訓練教室事業	39	41	39	44	38

(16) 「いこいの家」施設協力会運営事業

独立行政法人国立病院機構米沢病院重症心身障がい児施設入所者の家族、療育に従事する職員、活動に来所する奉仕者の活動並びに休息の場として提供している。

宿泊利用定員は6人で、利用資格は次のとおり。

- ア 重症心身障がい児施設入所者の家族
- イ 重症心身障がい児施設にあって療育に従事する職員
- ウ 重症心身障がい児のための奉仕活動に従事する者
- エ その他、協力会会長が認める者
- オ 協力会運営費（令和6年度実績）

県補助金 296,000円 市補助金 111,000円

施設入所児一人当たり負担金 10,500円（措置委託市町村負担）

「いこいの家」利用状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
日帰り	31	36	49	30	66
宿泊	167	129	112	207	219
計	198	165	161	237	285

(17) 未就学児に係る山形県立こども医療療育センターの発達障がい初診受付

① 申込状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
人数	24	26	22	17	21

※ R3年度 キャンセル1名含まれる。

② 受診状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
人数(当該年度申込者)	21(10)	30(16)	23(14)	23(14)	10(6)

(18) ひきこもりサポート事業(NPO法人から・ころセンターへ委託)

多様化するひきこもり問題に対応するために、ひきこもり相談窓口の設置と周知、居場所の設置、訪問支援を実施する(令和2年度から実施)。

① 相談数

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
人数	18	29	53	109	90
延べ人数	157	211	157	499	454

② 居場所利用数

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
人数	27	31	41	51	73
延べ人数	493	625	730	941	1491

③ 訪問支援

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
人数	3	7	14	15	19
延べ人数	18	15	43	77	43

④ 周知啓発

チラシ作成配布、ホームページ掲載(市及び委託事業所)